4	スパン安定性に係る試験	三十四万三千八百円	
5	1から4までに掲げる試験以外の試験	二十二万七千百円	
中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、四十二万六百円とする。			
三・四	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十四号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第十二条第一項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十日

経済産業大臣　梶山　弘志

一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令

一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者に係る技術上の基準）	（処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者に係る技術上の基準）
第十一条　第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。	**第十一条**　第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
一～四　［略］	一～四　［略］
五　製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。第十二条の二において同じ。）である製造施設にあつては、第七条の三の基準に適合すること。ただし、同条第二項第四号の基準の適合については、貯蔵設備の貯蔵能力が三百立方メートル未満の場合は、この限りでない。	五　製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。第十二条の二において同じ。）である製造施設にあつては、第七条の三の基準に適合すること。
六・七　［略］	六・七　［略］
2　前項第五号ただし書の場合において、貯蔵する高圧ガスが液化ガスであるときは、質量十キログラムをもつて容積一立方メートルとみなす。	［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

4	ターミナル及びデジタルデータ処理装置の性能に係る試験［新設］	二十万二千八百円	
三・四	［略］	［略］	［略］

［新設］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。